

## 令和4年度 事業計画書

### I 事業計画

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大から2年が経過し、その影響が長期化する中で、ロシアによるウクライナへの侵攻が勃発するなど、新たな脅威が加わり、世界情勢の見通しは一気に不透明感を増している。このような状況下、航空業界は足元では燃油価格の急激な高騰が長期化することが懸念されており、今後も激変する世界情勢への柔軟な対応が求められる。

一方、脱炭素社会に向けた気運が世界的に高まり、航空分野では、運航・空港におけるCO2削減に向けた取り組みが進められるとともに、国際航空においてはICAO CORSIAの枠組みに沿って対応が迫られており、課題解決に向けてSAFを始めとした具体的な取り組みを推進することが重要である。

加えて、ポストコロナを見据え、航空ネットワーク維持のために専門性を有する幅広い航空関連事業者の雇用を確保するとともに、新たにデジタルトランスフォーメーション（DX）やサステナビリティへの取り組み等、諸課題の解決に向けて加速する必要がある。再び航空ネットワークを回復させ、日本経済の活性化、地方創生、訪日外国人の政府目標の実現に向けて貢献できるよう、航空業界に求められる役割を果たして参りたい。

#### 1. 各政策課題への対応

##### (イ) 新型コロナ・燃油価格高騰・ウクライナ情勢等

長引くコロナ禍の影響、その間航空業界が背負った累積損失等の後年に亘る甚大な影響、加えてウクライナ情勢による燃油価格高騰や迂回ルートでの運航等は会員各社の経営体力を削ぐ要因となっていることから、情勢を見定めつつ、必要となる業界への支援を実現するために、関係各所への要請活動を強化する。

##### (ロ) 環境課題への対応

政府が策定するクリーンエネルギー戦略にSAFの国内生産・安定供給に向けた業界の課題認識を反映させるとともに、関係各所とより連携を強化し、具体的な課題解決に向けた要請活動を継続する。

##### (ハ) 事業規制の緩和等に関する要望

事業運営に対する規制は必要最小限度のものとするため、各委員会等で取りまとめた事項について、関係機関に要望する。

##### (ニ) 交通・航空分野におけるデジタルトランスフォーメーション (航空機運航DX・MaaS等)

国が航空交通全体の最適化を目指し導入を進めているデジタル情報共有基盤のデータ利活用に向けた検討を進める。

移動需要の取り込みに向けたMaaSの実現に必要な基盤づくりの検討会にも積極的に参画し、会員各社に情報提供を行う。

##### (ホ) 航空従事者の飲酒問題に対する対応

飲酒事案を撲滅すべく、春に新入社員向けセミナー、秋に一般社員向

けセミナーで定期的な啓発の機会を広く提供するとともに、依存症傾向のある社員への取組みについて、会員各社の安全管理部門と情報共有の場を開催する。

2. 税制に関する要望

新たな要望について検討し、必要に応じ関係機関に要望を行う。

3. 訓練・審査に関する要望

事業機の訓練・審査に係る空域及び離発着場の確保について、必要に応じ関係機関に要望を行う。

4. CARATS（将来の航空交通システムに関する長期ビジョン）

CARATS 構築に関連する WG 会議に引き続き参画し、将来の航空交通システムの変革に協力する。

5. 航空安全プログラム（SSP）の適用に伴う安全情報（自発報告）の分析、活用等

SSP の導入により民間航空の安全に関する情報を幅広く収集するために確立された自発報告制度の分析等に協力し、フィードバックされた情報等の活用を図っていくことで、関係諸団体と協力し、検討会、研究会等に参加する。

6. 危険物の航空輸送に関する検討

航空機による危険物輸送に係る基準等については、ICAO の動向を注視しつつ、航空危険品委員会として問題点の整理、検討等を行う。

7. 航空機操縦士、航空整備士・製造技術者の養成確保等への協力推進

地域航空会社での操縦士不足、航空需要の増大等による中長期的な操縦士、整備士・製造技術者の不足に対応するため、その養成、確保に取り組む連絡協議会に積極的に関与し協力を行う。

8. 無人航空機（空の産業革命官民官民協議会等）

令和 3 年 6 月の法改正（無人航空機の商用利用に向けたリスクベースの飛行規制の導入）に基づき、令和 4 年 12 月の実現を目指す有人地帯上空の目視外飛行（レベル 4 飛行）について、官民協議会や関係する WG に参加し、有人機との安全な空域共有を前提とした機体の技術認証や操縦士の技能証明制度の整備に協力する。

9. 空飛ぶクルマ（空の移動革命官民協議会・実務者会合等等）

令和 4 年 3 月にアップデートされたロードマップに基づき、令和 7 年度の関西・大阪万博開催時期に営業飛行の実用化を目指す空飛ぶクルマについて、引き続き運航安全基準 WG 及び操縦者・整備者の基準 WG に委員を派遣して基準策定に協力するとともに、今後検討が行われる事業のありかた（事業許可基準、運航・整備審査規程）について、必要に応じ運航・整備委員会においても関与していく。

10. ヘリコプター部会物輸営業委員会

ヘリコプターによる物資輸送時の意図しない荷物の落下を未然に防止するため、引き続き荷造り状況等を確認する安全パトロールを行う。

11. ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会

ドクターヘリ運航の安全確保、必要経費確保にかかる要望を検討し、

厚生労働省及びドクターヘリ推進議員連盟へ要請する。

日本航空医療学会による夜間救急搬送に係る検討及び厚生労働省による新型コロナ患者輸送方法に係る検討に協力する。

12. 調査研究活動

航空事業の発展を図るため、特に重要と認められる課題については、必要に応じ学識経験者の参加等も求め調査研究活動を行う。

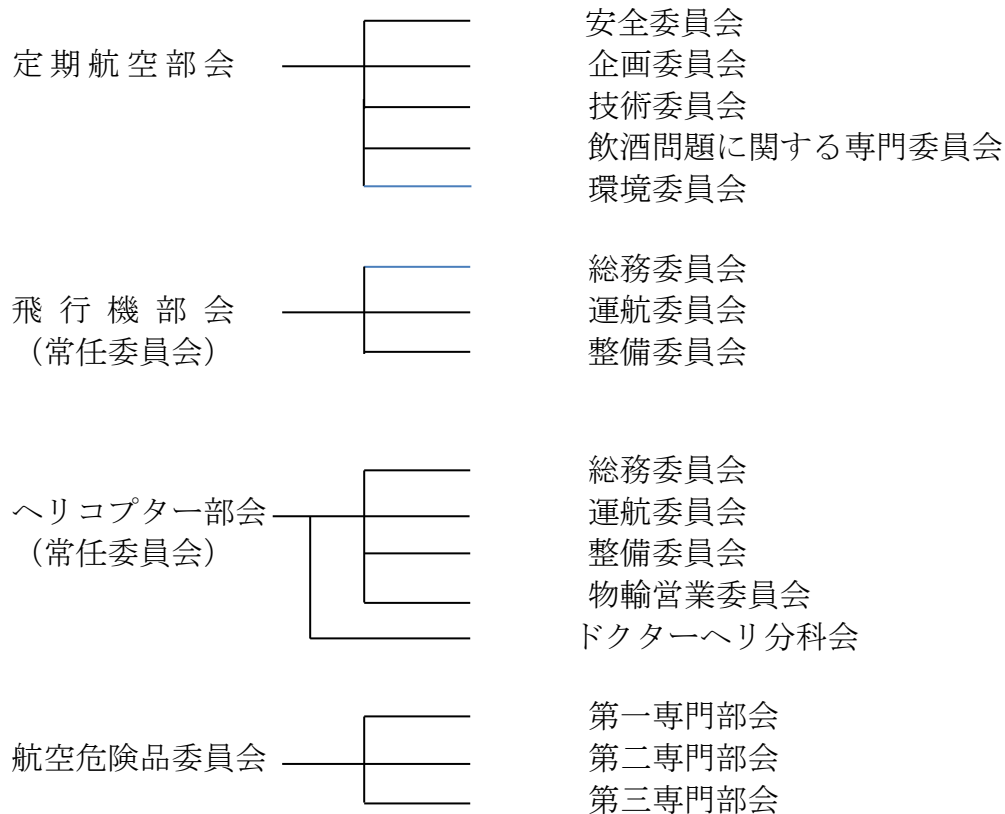
13. 「空の日」・「空の旬間」事業の協力

「空の日」・「空の旬間」事業について協力する。

14. 航空関係表彰

叙勲・褒章及び航空関係部外功労者表彰（国土交通大臣、地方航空局長）の候補者の推薦等を行う。

上記事業は、以下の部会・委員会等を中心に活動し、事業計画を遂行する。



II 各種会合予定

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| 1. 定 時 総 会          | 年 1 回開催            |
| 2. 理 事 会            | 年 4 回開催            |
| 3. 飛行機部会<br>(常任委員会) | 年 4 回開催<br>(年 6 回) |
| 4. ヘリコプター部会         | 年 4 回開催            |

- |                |       |
|----------------|-------|
| (常任委員会)        | (年6回) |
| 5. 各種委員会及び W/G | 必要の都度 |

### Ⅲ 事務局の直接事業等

1. ヘリコプター稼働実績、飛行機稼働実績の統計収集及びホームページへの掲載。  
国土交通省等から受領した公文書等について、全航連のホームページに必要な応じて会員専用として掲載する。  
ホームページ・アドレス <http://www.ajats.or.jp>
2. 国土交通省、総務省等関係省庁からの調査依頼に対する対応。

以上